

令和7年度福島県一般会計補正予算（第9号）

令和7年度福島県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,886,406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,327,028,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	249,521,000	3,951,859	253,472,859
	1 県 民 税	76,165,000	677,840	76,842,840
	2 事 業 税	66,395,000	1,501,169	67,896,169
	3 地 方 消 費 税	46,741,000	1,252,196	47,993,196
	4 不 動 産 取 得 税	3,995,000	82,425	4,077,425
	5 県 た ば こ 税	2,431,000	24,487	2,455,487
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	507,000	5,502	512,502
	8 軽 油 引 取 税	20,139,000	343,457	20,482,457
	9 自 動 車 税	30,927,000	62,029	30,989,029
	10 鉱 区 税	10,000	371	10,371
	11 固 定 資 産 税	1,754,000	505	1,754,505
	13 狩 猟 税	12,000	344	12,344
	14 産 業 廃 棄 物 税	439,000	1,159	440,159

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	15 旧 法 に よ る 税	6,000	375	6,375
2 地 方 消 費 税 清 算 金		107,688,000	698	107,688,698
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	107,688,000	698	107,688,698
3 地 方 譲 与 税		43,362,000	1,650,533	45,012,533
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	39,300,000	1,591,754	40,891,754
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,460,000	40,602	3,500,602
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	110,000	2,286	112,286
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	320,000	11,515	331,515
	6 森 林 環 境 譲 与 税	160,000	2,991	162,991
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	12,000	1,385	13,385
5 地 方 交 付 税		266,016,505	5,411,898	271,428,403
	1 地 方 交 付 税	266,016,505	5,411,898	271,428,403
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		410,000	△23,490	386,510
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	410,000	△23,490	386,510
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,798,344	△2,457	6,795,887
	2 負 担 金	6,524,331	△2,457	6,521,874

9 国 庫 支 出 金		235,202,467	△1,869,548	233,332,919
	1 国 庫 負 担 金	37,838,369	△155,333	37,683,036
	2 国 庫 補 助 金	192,334,119	△1,424,250	190,909,869
	3 委 託 金	5,029,979	△289,965	4,740,014
12 繰 入 金		115,768,924	△9,108,970	106,659,954
	2 基 金 繰 入 金	115,093,331	△9,108,970	105,984,361
13 繰 越 金		4,523,641	3,295,938	7,819,579
	1 繰 越 金	4,523,641	3,295,938	7,819,579
15 県 債		152,648,467	△6,192,867	146,455,600
	1 県 債	152,648,467	△6,192,867	146,455,600
歳 入 合 計		1,329,915,307	△2,886,406	1,327,028,901

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		130,030,663	△289,965	129,740,698
	1 総 務 管 理 費	54,256,944	0	54,256,944
	2 県 民 生 活 費	7,826,186	0	7,826,186
	3 企 画 費	44,829,461	0	44,829,461
	5 自 治 振 興 費	2,673,118	0	2,673,118
	6 選 挙 費	2,875,403	△289,965	2,585,438
	7 防 災 費	6,797,139	0	6,797,139
3 民 生 費		143,196,590	0	143,196,590
	1 社 会 福 祉 費	101,304,177	0	101,304,177
	2 児 童 福 祉 費	37,422,051	0	37,422,051
	4 災 害 救 助 費	600,747	0	600,747
4 衛 生 費		48,977,536	△566,395	48,411,141
	2 環 境 衛 生 費	961,749	0	961,749
	3 保 健 福 祉 事 務 所 費	2,488,444	0	2,488,444

	4 医 薬 費	24,183,302	△566,395	23,616,907
	5 環 境 保 全 費	10,524,541	0	10,524,541
5 労 働 費		5,722,262	0	5,722,262
	2 職 業 訓 練 費	2,021,515	0	2,021,515
	3 雇 用 対 策 費	3,452,247	0	3,452,247
6 農 林 水 産 業 費		101,728,988	△435,807	101,293,181
	1 農 業 費	40,111,935	△435,807	39,676,128
	2 畜 産 業 費	5,611,955	0	5,611,955
	3 農 地 費	32,189,777	0	32,189,777
	4 林 業 費	17,976,554	0	17,976,554
	5 水 産 業 費	5,838,767	0	5,838,767
7 商 工 費		150,415,874	△909,744	149,506,130
	1 商 工 業 費	142,649,741	△909,744	141,739,997
	2 観 光 費	7,766,133	0	7,766,133
8 土 木 費		217,780,460	0	217,780,460
	1 土 木 管 理 費	14,192,699	0	14,192,699
	2 道 路 橋 り よ う 費	127,924,572	0	127,924,572

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河 川 海 岸 費	55,814,848	0	55,814,848
	4 港 湾 費	4,722,747	0	4,722,747
	5 空 港 費	1,577,126	0	1,577,126
	6 都 市 計 画 費	9,130,814	0	9,130,814
	7 住 宅 費	4,417,654	0	4,417,654
9 警 察 費		49,892,981	0	49,892,981
	1 警 察 管 理 費	45,300,419	0	45,300,419
	2 警 察 活 動 費	4,592,562	0	4,592,562
10 教 育 費		221,086,754	0	221,086,754
	1 教 育 総 務 費	32,325,535	0	32,325,535
	4 高 等 学 校 費	45,627,495	0	45,627,495
	5 特 別 支 援 学 校 費	19,807,497	0	19,807,497
	6 社 会 教 育 費	6,959,746	0	6,959,746
	7 保 健 体 育 費	1,462,976	0	1,462,976
	8 大 学 費	21,994,266	0	21,994,266
11 災 害 復 旧 費		4,224,979	△684,495	3,540,484

	1 農林水産施設災害復旧費	1,284,882	△684,495	600,387
	2 土木施設災害復旧費	2,718,743	0	2,718,743
13 諸 支 出 金		120,241,595	0	120,241,595
	6 公 営 企 業 費	7,190,904	0	7,190,904
歳 出 合 計		1,329,915,307	△2,886,406	1,327,028,901

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 庁 舎 整 備 費	16,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	0	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
総合情報通信ネット ワーク整備事業	3,416,600				3,402,600			
避難所環境緊急整備事業	6,000				3,000			
吾妻山火山シェルター 整備事業	4,900				4,300			
消防学校維持管理費	73,000				71,700			
合同庁舎整備費	1,405,200				1,402,700			
職員厚生事務経費	900				0			
市町村合併支援道路 整備費	520,900				520,300			
公 舎 整 備 費	71,400				0			
阿武隈急行線運営対策費	304,900				291,600			
鉄 道 網 整 備 対 策 費	127,500				126,300			
やさしい道づくり推進 事業費	90,900				89,400			
社会福祉施設整備事業費	410,100				322,800			
社 会 福 祉 推 進 費	174,100				53,000			

第 2 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
子ども・子育て支援施設整備費	14,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	0	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
子 育 て 支 援 費	6,600				0			
災 害 弔 慰 金 等 の 支 給 ・ 貸 付	2,333				0			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,134				0			
能 開 校 整 備 費	144,900				0			
カーボンニュートラル・水素関連産業推進費	233,800				233,700			
遊 休 農 地 活 用 促 進 総 合 対 策 事 業	900				800			
土地改良施設突発事故復旧事業費	10,300				900			
県 単 農 村 整 備 事 業 費	310,200				307,100			
一 般 治 山 費	455,500				455,400			
県 単 治 山 費	1,039,500				1,038,000			
漁 港 事 業 費	564,000				562,700			
畜 産 研 究 所 業 務 費	2,500				2,000			
県 立 農 業 短 期 大 学 校 費	344,700				277,100			
運 営 費	3,900				0			
漁 港 維 持 管 理 費	467,000				442,900			

農業改良普及事業費	2,500				0			
道路橋りょう維持費	20,956,700				20,774,900			
道路橋りょう改良費	6,248,100				4,662,100			
道路橋りょう整備費	6,585,000				6,576,400			
河川流域総合情報システム事業費	572,600				536,600			
河川海岸改良費	13,457,100				13,438,900			
河川海岸調査費	50,000				49,700			
河川事業費	3,737,800				3,727,600			
ダム事業費	437,200				435,000			
河川災害復旧助成費	884,400				878,900			
緊急砂防等災害関連費	35,300				34,800			
砂防施設費	2,265,400				2,257,400			
砂防施設維持管理費	906,100				895,200			
砂防事業費	1,809,700				1,802,400			
港湾事業費	104,400				101,300			
街路事業費	726,100				635,700			
都市公園事業費	216,500				212,900			

第 2 表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 住 宅 改 善 費	864,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	180,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
港 湾 改 良 費	153,900				153,100			
管 理 運 営 費	66,800				66,500			
生 活 基 盤 緊 急 改 善 費	393,300				0			
地 域 づ くり 交 流 促 進 事 業 費	285,300				252,500			
港 湾 維 持 管 理 費	674,600				674,500			
ダ ム 維 持 管 理 費	503,100				502,900			
河 川 海 岸 維 持 管 理 費	10,229,900				10,187,300			
建 設 発 生 土 適 正 処 理 推 進 費	975,800				960,200			
空 港 維 持 補 修 費	202,600				201,000			
水 防 施 設 整 備 費	56,000				55,800			
警 察 施 設 費	641,800				417,900			
交 通 安 全 施 設 整 備 費	456,700				398,100			
学 校 施 設 解 体 整 備 事 業	450,400				37,100			
県 立 高 等 学 校 再 編 整 備 事 業 （ 施 設 ）	570,700				68,000			
長 寿 命 化 事 業 (高 等 学 校)	1,254,100				1,192,700			

県立高等学校再編空き 校舎等対策事業（施設）	228,200				25,200			
県立高等学校再編 整備事業	11,600				0			
文化財センター整備 事業費	48,000				44,500			
県立医科大学附属病院 整備費	1,426,000				1,424,200			
県有施設維持補修事業	170,800				120,800			
県立学校空調設備 整備事業	115,400				24,800			
教職員公舎整備事業	14,100				0			
非構造部材減災化事業	206,500				166,600			
特別支援学校整備事業	1,135,400				1,049,300			
安達地区特別支援学校 整備事業	118,000				39,200			
私立学校振興助成費	27,100				25,200			
県立医科大学附属病院 再整備費	283,700				280,500			
国直轄港湾事業費負担金	1,056,700				735,500			
国直轄土地改良事業費 負担金	244,700				239,300			
海岸災害復旧費	84,600				0			
耕地災害復旧費	11,100				0			
土木災害復旧費 (公共災害復旧費)	461,300				456,900			

第 2 表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 住 宅 災 害 復 旧 費	22,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	0	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
港 湾 災 害 復 旧 費	338,800				333,600			
公 園 施 設 整 備 費	40,800				40,700			
施 設 整 備 費	130,800				0			
計	115,145,467				108,952,600			